

※処理事項		通信年月日 通信用日付印	確認	整理番号	事務所	管理番号	申告区分
受付印		令和 年 月 日		法人番号		申告年月日	
		殿					
所在地 (本店が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	(電話)			事業種目			
(ふりがな)				前期末現在の資本金の額 又は出資金の額			
法人名				前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額			
(ふりがな)	(ふりがな)			前期末現在の 資本金等の額			
代表者 氏名	経理責任者 氏名						

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は道府県民税の
 連結事業年度分 特別法人事業税の予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (54)の金額	⑧	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業							
所得割額 (55) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (56) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩						00
資本割額 (57) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪						00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業							
収入割額 (58) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業							
所得割額 (59) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (60) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭						00
資本割額 (61) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮						00
収入割額 (62) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯						00
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (69)の金額	⑰						00
特別法人事業税額 (17) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱						00
予定申告税額 (9) + (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (18)	⑲						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳						00
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額	㉑						00
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒						
備考							
関与税理士署名				(電話)			

		事業年度又は 連結事業年度		・		・		法人名			
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細					前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細						
摘要		課税標準		税率 (100)		税額			(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額		
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					(兆 十億 百万 千 円)						
所得割	所得金額総額	③4	兆 十億 百万 千 円		/		法人税割額				
	所得金額	③5	兆 十億 百万 千 円		/		道府県民税の特定 寄附金税額控除額				
付加価値割	付加価値額総額	③6	兆 十億 百万 千 円		/		税額控除超過額 相当額の加算額				
	付加価値額	③7	兆 十億 百万 千 円		/		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額				
資本割	資本金等の額総額	③8	兆 十億 百万 千 円		/		外国の法人税等 の額の控除額				
	資本金等の額	③9	兆 十億 百万 千 円		/		仮装経理に基づく法人 税割額の控除額				
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額						
収入割	収入金額総額	④0	兆 十億 百万 千 円		/		納付すべき法人税割額 ②4-②5+②6-②7-②8-②9-③0				
	収入金額	④1	兆 十億 百万 千 円		/		③1のうち特別控除取戻税額等 又は個別帰属特別控除取戻税額等 に係る法人税割額				
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					差引法人税割額 ③1-③2						
所得割	所得金額総額	④2	兆 十億 百万 千 円		/						
	所得金額	④3	兆 十億 百万 千 円		/						
付加価値割	付加価値額総額	④4	兆 十億 百万 千 円		/						
	付加価値額	④5	兆 十億 百万 千 円		/						
資本割	資本金等の額総額	④6	兆 十億 百万 千 円		/						
	資本金等の額	④7	兆 十億 百万 千 円		/						
収入割	収入金額総額	④8	兆 十億 百万 千 円		/						
	収入金額	④9	兆 十億 百万 千 円		/						
合計事業税額 ③5+③7+③9+④1+④3+④5+④7+④9				⑤0							
事業税の特定寄附金税額控除額				⑤1							
仮装経理に基づく事業税額の控除額				⑤2							
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				⑤3							
納付すべき事業税額 ⑤0-⑤1-⑤2-⑤3				⑤4							
⑤4の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業										
	所得割	⑤5	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	⑤6	兆 十億 百万 千 円				
	資本割	⑤7	兆 十億 百万 千 円		収入割	⑤8	兆 十億 百万 千 円				
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業										
所得割	⑤9	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	⑥0	兆 十億 百万 千 円					
資本割	⑥1	兆 十億 百万 千 円		収入割	⑥2	兆 十億 百万 千 円					
摘要		課税標準		税率 (100)		税額					
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額		⑥3		兆 十億 百万 千 円		00					
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		⑥4		兆 十億 百万 千 円		00					
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		⑥5		兆 十億 百万 千 円		00					
合計特別法人事業税額 (⑥3+⑥4+⑥5)				⑥6							
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				⑥7							
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				⑥8							
納付すべき特別法人事業税額 ⑥6-⑥7-⑥8				⑥9							

(事業税)

(特別法人事業税)